

AichiAigoNews

CONTENTS

自立支援法見直しから 政権交代へ

「みんな一緒によい人生を送ろう」 (2頁)

ふたば園／豊田市ひまわり (3頁)

特集 新法移行施設の展開 (4～5頁)

職員のまなざし／ソフトボール勝敗 (6頁)

専門委員会の活動報告 (7頁)

Information

「功労賞」受賞者

事務局だより 他 (8頁)



写真①小原学園



写真②レジデンス日進



写真③TUTTI



Vol.85

Association on Intellectual Disability of Aichi
aichi_fk@nifty.com
http://homepage2.nifty.com/aichi_fk/

自立支援法3年目の見直しから 政権交代へ どうする？ 障害児者施設

自立支援法施行3年目の抜本的見直しで、混乱のなかスタートした今年度は、結局9月に入って政権が交代してしまうという、まさに大きな節目を迎えるに至りました。直ちに「障害者自立支援法」は廃止と謳われ、仮称「障害者総合福祉法」という言い換えがされて、新しいものにとって代わるイメージが先行しています。はたして当協会が要望するような、かたちが実現していくのでしょうか、産みの苦しみにも似た時間を経過して、期待する喜びと安堵感が得られるのでしょうか？今、我々の求められるものは何か、この情勢下で、どのように息をつないでゆくべきなのか、新旧体系の施設の展開を参考にしながら、福祉のあり方を考えてみたいと思います。

そこで、今回はこれら情勢の変化に対して、県協会会長と、旧法の2つの事業所より、現況と今後の指針を語っていただきました。さらに、「特集」として新法に移行した2施設から移行前後の展開をご報告いただきました。

「みんなと一緒に良い人生を送ろう」

愛知県知的障害者福祉協会 会長 高濱 潔

(わらび福祉園 施設長)

今年の10月20日、厚生労働省が「相対的貧困率」を初めて発表しました。全国民の中で生活に苦しむ人の割合が、2007年には15.7%、7人に1人以上が貧困状態であったということです。相対的貧困率は、全人口の可処分所得の中央値(2007年は1人当たり年間228万円)の半分未満しか所得がない人の割合をいいます。障がいのある人の場合、障害基礎年金2級で生産活動による工賃月額が2万8千円以下なら該当します。そこから施設等のサービス利用料・食費などと、グループホーム・ケアホームで暮らす場合は生活費も必要です。福祉的就労なら工賃月額は1万円台ですから、これらを支払うことが困難な人も少なくありません。

社会における所得分配の不平等さを測る指標として「ジニ係数」もあります。係数の範囲は0から1で0のときには完全な「平等」つまり皆同じ所得を得ている状態を示します。日本では、厚生労働省が実施している所得再分配調査、家計調査や全国消費実態調査のデータを使って、ジニ係数が計算されていますが、1985年約0.25が20年後の2005年約0.28と右肩上がりで上昇しています。つまり、「不平等」の傾向が強まっているということです。2000年代に入って「合理主義・効率主義」「市場原理主義」「自己責任」などが流行語となり、その結果ジニ係数の指標以上の「格差社会」が進行しているようです。

格差社会の進行に対抗するのが、福祉の本質を踏まえた「生活の質の向上」を目指す活動です。「福祉」という言葉は古代中国の書物にも出てるといわれる古い言葉で、「福」も「祉」も幸いを意味しています。そのことから「社会の多くの人々の幸福」という意味で使われています。

元日本福祉大学学監の堀要先生は次のように語られました。“英語で福祉を言う「ウェルフェア」を日本語に置きかえると、ウェルフェアとは良い旅をすること、

つまり良い人生を送ることという意味になりそうです。人生を送るといっても、みんなと一緒に良い人生を送るという意味になるはずで、(中略)福祉ということの意味はみんな一緒に力を合わせて人間の尊厳が実現するように絶えず努力していくことだということになります。(中略)人間にとって人と人とのふれあい、人と人のかかわりあいということには非常に大切な意味があるわけです(「福祉ということ」1983年あさみどりの会婦人ボランティア講座における講演から)。この言葉を要約して「福祉とは、みんなと一緒に良い人生を送り、力を合わせて人間の尊厳を実現するよう努力していくこと。」の普及に努めています。みんなと一緒にと言っても、みんな同じには言っていません。一人ひとりの個性を尊重して、本人が良い人生を送っていると実感できるには、どのような支援が必要かを、本人を中心にしたみんなの創意工夫で創出すべきと考えています。

政権交代があって3ヶ月余、民主党のマニフェストやマスコミの報道を見ても、障害者自立支援法に替わる「障がい者総合福祉法(仮称)」がどのような内容のものになるのか、官僚主導から政治主導に移行することで何が替わるのか、分からないことばかりです。

社会福祉基礎構造改革が叫ばれて以来、目まぐるしく推移してきた障害者福祉の法・制度に振り回されてきました。事務量も措置費当時に比べて質量共に増大しました。しかし、そのことに私達が目を奪われて、利用者に対するサービスの質を低下させることがあってはならないのです。障害者福祉の中では少数派である知的障害や自閉症のある人達が、格差社会に埋没されないよう、福祉の本質を踏まえた支援知識・技術を高めていくことが私たちに課せられた使命であると考えます。

ふたば福祉会 ふたば園

施設長 加藤 きづな

障害者自立支援法施行から3年後の見直しが行われ、施設としてどのような問題点が浮かび上がったか。

いくつかの問題点が指摘されたが、当施設としての問題点を挙げるとすれば、以下の二点が問題を抱えているように思う。

1. 利用料の日払いにともなう施設利用料の減収

知的障害者の通所更生施設では、利用者さんが大変病弱であり、知的障害のみでなく他の障害を持ってみえる利用者さんが多い。特に身体の内部障害を併せ持つ方が非常に多い。そのため、風邪などをひくと症状が重症化し長期の欠席につながる。施設契約人数にともなう職員配置は万全に整えているが、肝心の利用者さんが不在では、施設経営はどうにもならない。当日の利用者さんにとって手厚い支援は行えるが、施設運営には大きな負担がのしかかる。激変緩和措置等が行われ助けにはなっているが支援費制度の頃と比べると、ずいぶん減収となり施設運営は大変厳しい状態である。

2. 障害程度区分判定の格差

2回目の障害区分判定が4月から始まった。当施設では3市町村の利用者さんが通所しているが、聞き取り調査結果では、市町村の聞き取り調査の職員により大きな差が出き、客観的尺度であるはずの判定であるが、調査する職員により判定結果に違いが出る。判定結果による「不服申し立て」は、なかなか聞き入れられないが、再判定を申し出るとほとんどが高い評価になるなど、公正なる判定と言えるのか疑問である。

利用者さんにとって、公正な判断のできるスケールを早く導入していただきたいものである。このような状態では、なかなか新体系の事業に変われないわけである。



以上の問題点は、施設運営をしていくうえで大変頭の痛い問題である。新体系に移行できない施設は、まだまだ多くの問題を抱えている。施設の運営ができなければ、当然そこに通ってきている利用者さんにとっても大問題である。施設経営基盤が整っていないければ、当事者である利用者さんの安定した日常生活基盤は築かれない。今年の夏の選挙で政権交代し、民主党のマニフェストは期待できるものがあるが、利用者さんが安心して生活できる法律になるのかは、不透明である。今後の政権の行方に期待したい。

豊田市立こども発達センター ひまわり

施設長 田中 真理

豊田市こども発達センター [知的障がい児通園施設] ひまわりは、豊田市の市街地や豊田スタジアムを南に望む場所にあります。敷地のまわりを木々にかこまれ、子ども達が散歩をするコースには、神社や公園、かんがい用の水路や電車の見える遊歩道といった、とっておきの場所がたくさんあります。

ひまわりには、3歳から就学前の子ども達が単独で通っています。4月の入園式のとき在籍は51人でしたが、新たに市外から転居してきた子どもが入園して、現在は52人の元気な子ども達が在籍しています。

クラス編成は、6人クラスと7人クラスがそれぞれ4クラスずつで、施設全体で8クラスあります。各クラスは2人担任制で、フリーの支援員が補助に入ることもあります。行事などは施設全体で行いますが、発達センターの温水プールを使った活動など4クラスずつ2つに分けて行う活動もたくさんあります。

8部屋ある療育室は中庭を囲むようにして職員室と向き合っていて、療育室や廊下などのスペースを十分にとりながらコンパクトに園舎が配置されています。中庭には夏の間、大小のビニールプールと日よけのテントが置かれて、カラフルな水着を着た子ども達と担任の笑い声が響いていました。

10月になり、秋の爽やかな風を感じる季節になると、給食のあとのお昼寝もなくなり、たっぷりと午後の自由遊びをします。クラスごとにお気に入りの場所で遊んだり、神社の森でどんぐりを拾ったりと、担任に見守られながら楽しい時間を過ごします。

施設運営の改善につきましては、平成18年の制度変更以降、取り組んでまいりました。年間の利用日を増やしたり、子どもと保護者の体験を充実するなど、施設を利用しやすく、保護者の方々にご満足いただけるように努力をしております。3年をかけて検討されてきた児童福祉法の改正は、今後の情報がありませんが、これまで培ってきた療育の引き継がなければいけないところはしっかりと残し、新しい変化に対応するところは、一つひとつ見直しをしなければいけないと考えています。

保護者の皆さんが、安心して子ども達をひまわりに通わせていただけるように、これからも精一杯の努力をしていかなければならないと思っています。



特集

新法移行施設の展開



社会福祉法人さつき福祉会 さつき
施設長 棚瀬 英明

さつき福祉会さつきの移行経過と現状

さつき福祉会は、障害者自立支援法は問題点が多いことは承知の上で平成二十年四月に法人内施設一括で新体系に移行することを計画しました。早く新体系に移行し、負け犬の遠吠えにならないよう、事業を成功させながら問題点を明確にし、法改正に結びつけていく方針でした。しかし、さつきは、平成十九年九月に定員四十九人の授産施設から、定員五十五人の就労移行支援事業所に移行しました。それは、私たちの法人が運営するもう一つの授産施設で、今で言う施設外就労を行っていましたが、この会社の作業変更により、受け持っていた作業が、他県に移されることになり、施設外就労をやめざるを得ない状況になりました。ここを利用していた十数名の利用者は、居住地の関係から、わたしたちもさつきを利用した方が交通の便がいいということで、利用施設の変更希望が出されました。法人としては、さつきの定員を増やしてでもこの希望を受け入れることにしました。しかし、障害者自立支援法が施行されてからの定員増は新法移行が条件となるということで、急遽さつきだけ先行して半年前に移行し、利用者の希望に応える道を選択しました。利用定員を増やすためには、作業スペースの拡張も必要になりましたが、市役所所有の使用していない建物を借りることで対応することができました。そんな折、愛知県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金（障害者自立支援基盤整備事業）として二千万円の補助金が準備されていることがわかり、市から借用した建物の横に新たな建物を増築し、これまで計画してきた、発泡スチロール再資源化工場を建設する方針を決定しました。更に、高齢・障害者雇用支援機構から、就労継続支援事業A型の建物建設に助成金が受けられることもわかり、二つの支援を受けて二つの工場を建設することとしました。急なことばかりで準備等であたふたしましたが、ぎりぎり年度末に完成し、二十年四月には「エコー東海」というかたちで出発し、七月には就労継続支援事業A型定員十人、就労移行支援事業定員四十五人へと再移行することができました。現在、エコー東海は、さつきの従たる事業所という位置づけになっています。ここで就労継続支援A型利用者十人と就労移行支援利用者六人が働いています。

就労移行支援利用者は、この七月に一人、一般就労に結びつきました。不況の折なかなか就労に結びつか

ない状況にあります。就職した一人も職場の同僚とうまくやっていけないようで今少し動揺しています。施設にも毎週のように顔を出してくれるので、状況を聞きながら励ましています。考えすぎているところがあるようですが、簡単には克服できないのが現状です。

今年の八月で、最初に就労移行支援事業を利用した人は二年の利用期間が終了しました。そのため、九月からは、就労移行支援事業定員十五人、就労継続支援事業A型十人、B型三十人で再々出発しました。一般就労先から解雇されてくる人の受け入れに明け暮れるという現状で、描いていたようには進まない、厳しい現実を突きつけられています。今後、重度の利用者が増えることが予測され、生活介護も取り組まなければならない状況です。それにともない、建物の改装も必要になってきます。多機能型で、四事業となれば、事務も複雑になり、事務担当からは、三事業でも手一杯なのに四事業なんてとうてい手に負えないとの悲鳴が聞こえてきます。もっとそれぞれの施設に運営をゆだね、それぞれの施設が障害者のために自由な発想で対応できる法律が制定されることを望みます。厚生労働省は、施設に規制をかけないといい加減な運営をしようとしているようですが、この間に起きた不祥事は、当の厚生労働省がらみのもものばかりです。新しい政権が誕生したこの時期に、これまでの規制中心の法体系を改め、自由裁量の中ですばらしい施設運営ができるような法体系にしてほしいものです。どんな法律ができるのかは、これからの私たちの活動次第だろうと思われませんが、制定された法律を最大限生かしながら改正を迫っていく。こんな取り組みをしたいものです。

この二年半、自立支援法に翻弄された感がありますが、この法律がなかったらA型事業所エコー東海は、こんなに早く進まなかったかもしれないとも思えます。この法律ができたことにより、職員も、利用者の家族も、法人の理事のみなさんも危機感を持って望めたのかもしれないからです。こんな逆説的手法によらないで、まじめに取り組む、その中からすばらしい事業展開が生まれる仕組みができることを望みます。

新法が制定される、これからの一～二年は、絶好のチャンスだという思いがします。少しでも新法に生かされる実践をしていきたいものです。



ゆたか希望の家改築・リフォームと新法に移行して



社会福祉法人ゆたか福祉会 ゆたか希望の家
所長 伊藤 浩

〔施設整備の経過・運営の基本姿勢〕

1980年4月、ゆたか希望の家は「親亡き後の生活の場」をつくりたい、「障害があっても人間らしい暮らしの場」をつくりたいという当時の親の願いや関係者の願いが結実して開所しました。「労働と生活と教育を障害のある仲間達に保障しよう」と当時としては画期的といわれた9畳の二人部屋での生活でした。「夕食の時間も6時からにしよう。お風呂も毎日はいれるようにしよう。」「同一敷地内のなるみ作業所との協働作業で労働の場も保障しよう」など、今では当たり前のくらしが始まりました。

あれから三十年を経過しました。既設建物は、老朽化し、耐震上の問題も出てきており、早急な対策が必要となっていました。居住空間の向上と居室の個室化については、利用者や保護者からも強く要望されていました。

このような経過で2007年7月理事会において、なるみ作業所・ゆたか希望の家の改築、リフォームの施設整備計画が決定に至り、名古屋市と国に施設整備の申請をし、2009年4月リニューアルオープンいたしました。



〔人に優しい生活空間の実現〕

これまでの居室空間は、作りが悪く、夜中にこつこつと壁をたたく人がいるとその周囲の部屋まで響いて寝れない状況でした。今回は、基本となる居室は、すべて個室とし、プライバシーが守れる空間の確保をしていきます。また、これまでは、パニックを起こした利用者が付近にいた高齢の利用者をつきとばす事故などもおきており、新生活棟の建設によって生活空間を広げ、男性棟と女性棟に分けて、ユニット式の集団編成を工夫して、安心して快適に暮らしていけるようにしてきました。また、給食も工夫して、今までのように、朝昼夕とも45人が一斉に食べるのではなく、朝食や夕食は少人

数でゆったり食べられるように生活棟にも食堂スペースを設置しています。また、床もクッション床で怪我がないように工夫されています。

〔障害が重くなっても、高齢者になっても

住み慣れたゆたか希望の家で〕

ゆたか希望の家には、5名のダウン症の仲間が入所しています。この1～2年で5名中4名に認知症の症状がみられます。64才、60才、59才、そして43才の4名です。4人ともが急激に老化していく姿を目にし、介助の度合いが急速に強くなり、質の高い介護技術も求められ、職員も戸惑い学習しながらの支援となっています。

ハード面では、今回の改築で、車椅子の方や高齢者が自由に活動できるように、すべての空間をバリアフリーとしました。食堂棟の一階には、高齢者専用の日中活動の現場を設置しました。また、車椅子のまま入浴できる特殊浴槽も設置しました。利用者のみなさんが「ここはよいところ。楽しい。みんなと一緒に生活もええなあ」といえるものにしていきたいと思えます。

〔新制度へ移行して〕

新制度への移行は、平成21年4月から実施しました。日中活動として、生活介護事業(定員43名)、施設入所支援の事業(定員42名)を実施しています。あわせて、要望の多い短期入所事業(定員5名)を実施しています。平成22年度大規模修繕を予定している男性棟(旧生活棟)が完成すれば、短期入所事業の定員を7名としていくつもりです。

特に、移行したことで利用者の支援の中身は変わりません。ただ、定員を3名減らし、移行と同時に、近所に建設した大清水ケアホームなどに2人のゆたか希望の家利用者が入居し地域での新生活をはじめました。また、移行したことで、収入はアップしました。ゆたか希望の家の利用者は、重度の方が多く、平均区分は5以上であり、区分6の方も多かったからです。職員体制も現在は2.5対1ですが、2対1にしていく予定です。

現在、新政権ができ、自立支援法は廃止され、1割負担や、日割り制度も改善されると期待しています。また、施設で働く職員のあまりにもひどい低賃金に対して、底上げも期待しています。

障害者が人間としてあたりまえに生活でき、しかも、福祉施設の職員が自信と誇りを持って、長く働き続けることができるような対策を強く望みます。

「毎日があっという間です」

はるひ台学園 支援第4グループ 後藤 知美

この職場にやって来たのは、平成19年4月で現在3年目になります。毎日があっという間に過ぎるのは今も変わりませんが、当時一緒に異動してきた友人が「毎日が、洗濯機の中に入ってるみたい…」と言い、なるほどそのとおりだ、右に左に回る水流に押され、ぐるぐるしたら全てをしぼりとられ、何かに振り回され、何が何やらわからない状況でした。

ひとりひとりの障害の特性をふまえての個別支援がよくわからなかったからです。4グループという集団で生活しているけれど、それぞれの発達段階をとらえ、その人に現在必要とされる支援を計画に基づいて実施しています。それが自分自身のものにならず、毎日が洗濯機の中だったのです。時間がかかりましたが、ひとりひとりと関わることから、その人がだんだんとわかってきました。そしてようやくその人に必要な支援とは何かが見えてくるようになりました。

これからもその人が必要としていることを誰もがができる支援であるように施設の一員として考えていきます。



社会福祉法人さふらん会 ヨナワールド (旧法知的障害者通所授産施設) 支援員 直井 聡



今年4月にヨナワールドに新しく仲間入りしたHさんは、いきなり授産施設という環境に入り、慣れない集団や人間関係に戸惑い、落ち着かない様子で、周りともうまくコミュニケーションがとれずいました。しかし、そんな彼を支えていたのが、いつも大事に持っている1冊のノートです。そのノートには好きなキャラクターから日々の出来事まで、いろいろなことが描かれており、その1つ1つを取り上げ、話をするとということをつづけていきました。

そうするとわずかですが、彼が自分の言葉を出すようになってきました。入所した当初、彼の言葉は、「アイツ」や「ホォー」といったものばかりでした。でも今では「カメツ(かわいい)」や「どうぞ」など、場面に応じた言葉が出てきています。彼には多くの内言語があり、苦勞する事も多いです。でも、そんな彼がもっと自分を表現出来るよう、彼の言葉をきちんと受け止め、これからも共に過ごしていきたいと思います。

「謙虚さを忘れず」

特定非営利活動法人 来夢 活動支援センター よつば工房生活支援員 林 まゆみ

今年4月、縁あって久々に福祉の現場に戻ってきました。日々、利用者の方々とのふれあいが楽しく生きがいとなっています。また、一人ひとり個性の違う利用者の方々をどのように支援していくのか、自分に問う毎日を過ごしています。こうした毎日の中、思い出すのはある先輩の姿です。いつでも利用者の立場に立ち、想いを受け止め、ご家族の気持ちをもくみ取る方でした。そして、職員、非常勤職員、分け隔てなく接し、決して高慢な態度に出ることのない方でした。その姿を見て、常々福祉には「謙虚」な心が大切と思いました。

朝、元気よく「おはよう」。帰りは笑顔で「さようなら」と言ってくれる利用者の一日一日を大切にしなければならぬと強く感じています。職員として利用者の方々の「支援の向上」を常に意識しながら謙虚さを忘れず職場に立っていきたくと思います。

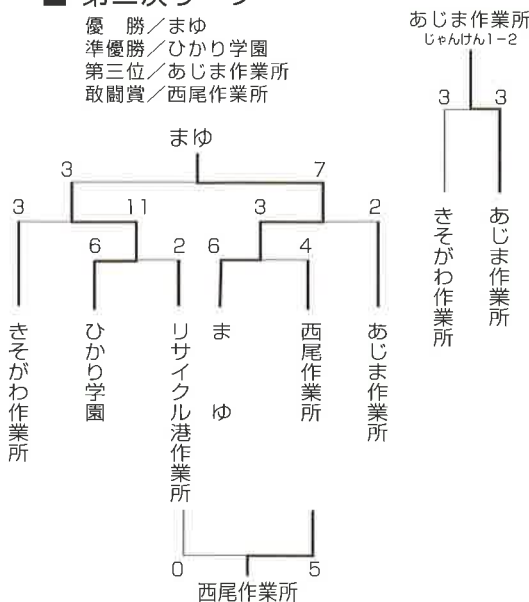


☂☂☂ 大会企画に打撃！雨に涙のソフトボール ☂☂☂

平成21年10月9日、第35回福祉協会ソフトボール大会は、昨年と同じ名古屋市小幡緑地西園で、開催されましたが、第二次リーグ6チームのみの戦いとなりました。第一次リーグは、台風の影響で、11月17日に延期されましたが、結局、この日も雨にたたられ中止となりました。第一次リーグなしの、盛り上がり欠ける、きわめて稀な小規模な大会となりました。日々、練習を積んで意欲を燃やしていたチームもあったかと思いますが、天気には勝てませんでした。

■ 第二次リーグ

- 優勝/まゆ
- 準優勝/ひかり学園
- 第三位/あじま作業所
- 敢闘賞/西尾作業所



専門委員会活動報告

対外対策委員会

友国作業所 鈴木清隆

協会新規の行動としては、昨年度7月愛知県より依頼された「地域生活移行コーディネーター実践サポート事業」によるマニュアル作成と研修会を実施しました。これについて21年度においては研修会の実施依頼が出される予定であり、協会としては受託し研修委員会と協議のうえ実施する予定です。

サービス管理責任者研修については、今年度から制度移行時期による参加資格制限が無くなり（定員オーバーの場合は制限有り）、会員施設は参加しやすくなりました。ただしこれにより来年度は更に応募者の増加が予想されるため、県との協議を行っていきます。

また介護給付費・訓練等給付費・民調等施設運営に関する予算対策は毎年行っているところですが、特に今年度緊急の対策として、22年3月末日で期限を迎える障害者共同生活介護・共同生活援助事業費補助金の継続要望を行います。

研修委員会

養和荘 小原伸二

障害者自立支援法施行以来、その対応に振り回され、ややもすると我々が本来絶対に見失ってはならないものをどこかに置き忘れてきてしまっているのではないかと危惧感を持つ昨今、当研修委員会としては、今年度2つの大きな大会を企画・運営いたしました。追い求めたテーマは「福祉の本質」です。

・平成21年度第47回東海地区知的障害関係施設職員研究協議会（平成21年6月29日～30日）

テーマ：『福祉（Well-being）の原点に返り、その本質を考える』～障害者自立支援法に振り回されないサービスを求めて～

・平成21年度第10回愛知県知的障害関係施設職員研究大会（平成21年11月26日～27日）

テーマ：『見失うな福祉の本質』～愛知の取り組みを通して考える～

上記研究大会を通して、我々、知的障害者支援に当たる者にとって真に必要とされる事を再認識し、真に求められる施設・施設職員像を考え、実践につながる大会とすべく鋭意努力いたしました。

成果については参加された方々の評価にゆだねることとします。

今後の課題といたしましては、各施設にゆとりがなくなりつつある実際において、求められる研修のあり方を検討していく予定にしております。

文化活動委員会

かしの木の里 石田和夫

第10回愛知県知的障害者関係施設職員研究大会において、2日間にわたり、ぼくらのアート展を開催します。ぼくらのアート展の趣旨は、障害があろうとなかろうと、その人の暮らしに育まれた作品を展示し、共感するとともに市民を含め交流しようというものです。作品はその人の感性や個性が表現されています。並々ならぬ努力の跡を感じさせてくれたり、驚くような視点から捉えられていたり、人生の重みを感じさせてくれたり、想いや喜びが満ち満ちていたりなど、鑑賞させていただくのが今から楽しみであります。

さて、日頃より県下の各事業所及び団体において、それぞれの地域で、しょうがいをもつ人のアート作品に取り組み、展示発表により、作者への激励と市民との交流を進められておられることに敬意を表します。愛知県知的障害児者生活サポート協会におかれましても、第2回ふれあいアート展を名古屋市電気文化会館開催され、好評を得ておられ、今回はその作品の一部をご紹介させていただくことができました。写真は、三岸節子記念美術館において障害者施設クラブ活動の作品を市内20団体の連合展へ参加させていただいたものになります。



療育研究委員会

愛歩 熊谷豊

「療育研究委員会」委員長をしております熊谷と申します。

現在、「研究紀要第16号」の発行を目指して編集作業を進めております。

第16号紀要の特集は「地域生活移行を進めるために」。愛知淑徳大学の谷口明広先生、当協会の高濱会長などにお集まりいただいた座談会は、本音トーク満載の非常に刺激的な内容となっております。

また、この16号の特色は、協会加入施設以外の方にも積極的に原稿依頼をし、より専門性の高い研究紀要となっているところではないでしょうか。一例を挙げますと、精神科医の小野宏先生には「インシデント・プロセス法」についての詳細な解説をお寄せいただきました。現場でのケース検討にすぐに活用いただける必見の論文です。また、すべての論文には谷口明広先生のコメント（講評）もいただいております。是非お買い求めいただければ、と思います。

施設職員の皆様に限らず、障害福祉に関心のあるすべての方に読んでいただきたい研究紀要となっておりますので、是非お買い求めいただければ、と思います。

倫理委員会

平針授産所 西田 憲一郎

当委員会の活動としては、昨年度に引き続き今年度も「利用者の権利擁護」推進の一環として、当協会独自の『虐待防止のチェックリスト』の冊子の作成を目指しています。そこで、チェックリストの冊子を作成するにあたり、当委員会のメンバーである施設長だけではなく、現場の職員の考えや意見を反映させることが重要と考え、当協会の支援スタッフ部会の役員を中心に各種別毎に虐待防止チェックリスト作成委員を選出し、チェックリストの原案の作成を目指して、9月より定期的に委員会を開催しています。具体的な動きとしては、作成委員による日本知的障害者福祉協会の支援スタッフ部会が作成した虐待防止の冊子『見直そうあなたの支援を...』を検討資料のベースにして二ヶ月に1回のペースで検証を行いながら、来年の2月までには検討を終えて、3月中には原案を作成したいと考えています。

information

お知らせ

平成21年度
愛知県知的障害者福祉協会
「功労賞」受賞者が決まりました。



戎 弘志 氏
(現：豊田ラステン施設長)

福祉協会における業績

愛知県知協 通所更生部会 部会長
平成5年4月～平成12年3月 (7年間)
東海地区通所更生部会 部会長
全国通所更生部会 副部会長
平成7年4月～平成12年3月 (5年間)
全国調査研究委員会 委員
平成8年4月～平成12年3月 (4年間)
愛知県知協 事務局長
平成10年4月～平成12年3月 (2年間)

■ ■ ■ 事務局だより ■ ■ ■

事務局の窓から見える空は、まさしく秋空の態をなしているこの季節ですが、私どもの福祉の先行きはまだまだ厚い雲の下といった観です。何時降り出すかもわからない雨や嵐を心配したり、晴れわたった青空を待ち望む日々を送りながら、皆さん毎日の業務や知的障がいの方たちへの支援に奔走されていることと思います。そんな時、ふと利用者の方の笑顔やひたむきに働く姿に気持ちが救われることがあります。皆さんはいかがでしょう。

さて、何はともあれ、それぞれの会員事業所におかれましては、大変忙しい毎日の中、会費請求等でご協力をいただき、誠にありがとうございました。事務局の不手際も多々あり、ご迷惑をおかけした事業所もあったと思いますが、ご容赦下さい。しかし、雨続きだった事務局もこの9月から雨も少しずつおさまり、新しいそよ風が吹き始めています。そのそよ風の主は板野賀子さんと清水智子さんという2人の新人(?)事務局員です。お二人とも子育て真っ最中のパワフルママで、雑多な事務局業務をテキパキとこなしていただいています。板野さんは月曜から金曜の9時から15時まで、清水さんは週3日間10時から15時まで事務局に詰めていますので、お気軽にお電話、メール等でのお問合せをしてください。

それでは皆さん、障がい者福祉もまだまだ先行き不透明な情勢ではありますが、翻弄されることなく、利用者の方たち、そしてその家族や沢山の支援者共に、これからも良き人生(welfare)を歩んでいきましょう。

■ ■ ■ 研修会・会議予定 ■ ■ ■

第25回 全国日中活動支援部会職員研修会～神奈川大会～
平成21年12月3日(木)・4日(金) 新横浜国際ホテル

表紙の案内

写真①:社会福祉法人 昭徳会 知的障害児施設 小原学園 (平成21年9月5日撮影)

小原学園は、平成17年に40年間住み慣れた三好の地から小原に新築移転して以来、和太鼓に取り組んで来ました。最初は施設内学級の教諭が中心となり、授業の一環として行っていました。今年度からは小原学園の職員も太鼓を習い、施設内学級と連携して子どもたちと一緒に和太鼓をたたくています。最近では、地域の行事や、学校間の交流で太鼓を披露することも多くなり、来年度の豊田市中学生の主張発表大会のオープニングを務めさせて頂くことも決まっています。今後も利用者、職員とも楽しく太鼓を叩き、地域の中で演奏することを楽しみにしています。(写真は先日行われた「ボランティアの集いinふじおか」での太鼓演奏です)

写真②:社会福祉法人 名東福祉会 レジデンス日進 旧法知的障害者入所更生施設

レジデンス日進は、平成15年12月に定員40名で日進市において開所いたしました。今回ご紹介した写真は、10/28に「秋のバスハイク(バスを使った遠足)」に出かけた時の『内海フルーツ村 みかん狩り』の1コマです。いつもは食べるのに時間がかかっている人も、この時ばかりは素早く食べていて驚かされました。お土産もたくさん頂き、次なる目的地は、南知多ビーチランドです。イルカショーを楽しんだ後は、お弁当を頂き、館内を散策しました。当日は、汗ばむほどの陽気で、利用者の皆さんと楽しんで行くことが出来ました。

写真③:社会福祉法人 TUTTI TUTTI 旧法知的障害通所授産

「食で地域とつながる」農産連東海ネットワークの支援を受けて週2回(火・金)生鮮市の開催をしています。地域の皆様には「安くて新鮮、美味しい」「スーパーの野菜とは違う」と評判。生産者がわかる安心な減農薬野菜を求めて毎回多くのお客様が足を運んでくださっています。障がいをもつ利用者の方々は、それぞれの特性を生かし、野菜の搬入・開店準備・接客・レジの対応・掃除・片付けを行なってスタッフとして毎回3～4名の方が関わって、作業を行なっています。「生鮮市やりたい!」と意欲満々です。地域の方々もスタッフを温かく見守り「がんばってるね」「街で会っても元気にあいさつしてくれるよ」と励ましをいただいています。障がいをもつ人が地域で暮らすために、自然なかたちでさまざまな人たちと交流できることは、とても素敵なことと思っています。一度お立ち寄りください。お待ちしております。

愛知県知的障害者福祉協会事務局